

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（目時重雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12人であります。

よって、定足数に達しております。

ただいまから令和4年第7回小坂町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（目時重雄君） 日程に先立ちまして諸般の報告をいたします。

今期定例会において11月21日開催の議会運営委員会までに受理した陳情は、お手元に配付の陳情書の写しのとおりであります。陳情第6号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善のため国に意見書提出を求める陳情、陳情第7号 医療・介護・保育・福祉などの職場で働くすべての労働者の大幅賃上げのため国に意見書提出を求める陳情、陳情第8号 介護保険制度の改善を求める陳情書は、総務福祉常任委員会に、陳情第9号 学校部活動の地域移行に関する陳情書は、産業教育常任委員会にそれぞれ付託いたしましたので、ご報告いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（目時重雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、小坂町議会会議規則第111条の規定により、10番、熊谷聰君、2番、栗山忠三君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（目時重雄君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期につきましては、運営委員会委員長のご報告を求めます。
委員長。

〔議会運営委員長 船水隆一君登壇〕

○議会運営委員長（船水隆一君） おはようございます。

本定例会についての議会運営委員会は11月21日に開催いたしました。

本定例会に係る案件は、条例の制定1件、関係条例の整備に関する条例制定1件、条例の一部を改正する条例制定6件、協定の一部変更1件、連携協約の締結1件、補正予算7件、陳情4件となっております。また、定例会中の追加予定案件が1件あります。

したがいまして、議会運営委員会としましては、第1日、11月29日火曜日を初日本会議、第2日、11月30日水曜日は一般質問、第3日、12月1日木曜日は各常任委員会、第4日は事務整理等で休会、第5日と6日は土日で休会、第7日は事務整理等で休会、第8日、12月6日火曜日を最終日本会議として、会期を8日間とすることを提案いたします。

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本定例会の会期につきましては、ただいまの運営委員会委員長の報告のとおり、本日から12月6日までの8日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本定例会の会期は8日間と決定いたしました。

◎町政報告及び教育行政に関する報告

○議長（目時重雄君） 日程第3、町政報告及び教育行政に関する報告について、町長及び教育委員会教育長からの発言を求められておりますので、この際発言を許可いたします。

まず、町長からお受けいたします。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） おはようございます。

本日は第7回小坂町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には時節柄大変お忙しい中ご参会を賜りありがとうございます。

本日提出いたしますのは、議案として条例制定及び一部改正8件、協定の一部変更及び連携協約の締結について2件と補正予算7件の計17件でございます。

いずれの議案につきましても、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、議案の審議に先立ちまして、9月定例会後の町政諸般についてご報告いたします。

初めに、民間との包括連携協定についてご報告申し上げます。

10月5日に明治安田生命保険相互会社と包括連携協定を締結いたしました。今回の包括連携協定は、地域のニーズに迅速かつ適切に対応し、町民の健康増進や地方創生を図ることを目的としております。

本協定は、健康づくり・生活習慣病予防・がん対策・その他健康増進に関する取組を推進するに当たり、町民の健康増進や町民サービスの向上を図るため、基本的事項を定めたものでございます。

この目的を達成するため、町民の健康増進に関すること、スポーツを通じた子どもの健全育成に関すること、地域の観光・文化の振興に関すること、その他町民サービスの向上及び地方創生に関することの4つの連携事項を定め、地域の活性化に向けた地域づくりや人づくりについて、さらに連携・協力を推進し、住民サービスの向上に資することとしております。

この協定締結により、お互いの人的・物的資源を有効に活用して、より魅力ある地域を目指し、小坂町の活性化につなげてまいります。

次に、今冬の雪対策、除雪体制についてご報告申し上げます。

去る7月22日に議会、自治会、警察、消防、社会福祉協議会、学校の代表に出席いただき、小坂町雪対策連絡協議会を開催し、今冬の活動方針や除雪計画等を説明し、意見交換いたしました。

今年度も、自治会内の共助により行われる除雪作業の燃料費を町が補助するなど、町民に必要とされる施策を引き続き実施していくほか、消融雪歩道の維持管理、融流雪溝の整備や維持管理、そして、空き家などからの落雪対策などを引き続き皆さんと一緒に検討してまいります。

今冬の道路除雪は、昨年同様、小坂まちづくり株式会社などに業務を委託し実施するほか、

大地自治会では今年度も自治会で地域内の除雪を実施いたします。

また、除雪路線の一部の見直しを行い、除雪作業の効率化を図りつつ、皆様の要望を聞きながら対応してまいります。

さらに、町内道路の除雪がスムーズに進むように、国・県道を管理する秋田県との連携をより一層深めていくよう努めてまいります。

町では、議会や町民の皆様のご理解、ご協力をいただきながら、引き続き町民に優しい、満足度の高い安心・安全除雪を目指してまいりますので、今後ともご指導、ご助言をよろしくお願いいたします。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種の状況等についてご報告申し上げます。

オミクロン株対応の2価ワクチン接種は10月29日から開始し、来年1月7日まで対象者を4回に分け、小坂町診療所での個別接種で実施いたします。

年内は、インフルエンザワクチン接種時期と重なるため、毎週土曜日と3回の水曜日の午後に実施し、前回接種が9月28日から9月30日までの方や都合により第1弾から第3弾の期間中に接種できなかった方を対象に、来年1月6日と7日に実施し、接種は全て完了する予定でございます。

今回の接種対象者は、12歳以上の初回接種、2回接種を終えた全ての方4,108人が対象で、11月26日現在、1,814人が接種を完了し、接種率44.16%となっております。

また、11歳以下の児童への接種でございますが、9月に接種が努力義務化された5歳から11歳の児童の追加接種は、10月9日、日曜日に鹿角市の集団接種に加えていただき、文化の杜交流館コモッセで、対象児童133人中46人が接種を終えました。

さらに、接種対象年齢拡大に伴う6か月から4歳までの乳幼児の初回接種は、大館市にお願いし、大館市、鹿角市、本町の広域接種として、11月19日、土曜日に大館市立病院で、対象者95人中16人が1回目の接種を終えました。

第2弾として、12月19日、月曜日に実施する予定でございます。

新型コロナウイルスワクチン接種に全面的にご協力いただいております小坂町診療所及び児童への接種に対応していただいている鹿角市、大館市に感謝申し上げるとともに、接種完了まで万全を期して準備を進め、慎重かつ迅速に接種を進めてまいります。

次に、令和4年産米の生産状況等についてご報告申し上げます。

令和4年産の米生産については、需要に応じた米生産に生産者自らが取組を行う新たな枠組みとなる生産の目安を参考とする生産計画の5年目になります。

最初に、主食用米の生産状況であります。秋田県から示された生産の目安を基に、鹿角地域農業再生協議会で鹿角地域の生産の目安が算定され、その結果、小坂町の主食用米の目安数量は1,156 t、目安面積換算では221.8ha、目安率は53.7%となり、各農家には目安率に応じた個別の目安となる面積等をお知らせいたしました。

各農家には、通知した生産の目安を参考に水稻生産実施計画書を提出していただき、農林班で春・夏・秋の転作作物等取組状況の現況を確認した結果、町の主食用米の最終取組面積は前年より5.8ha減の159.2haとなりました。町の生産の目安は達成しており、主な転換先として飼料用米が昨年より13.2ha増えております。

次に、米の集荷状況についてでございます。

10月31日現在で7,775俵の集荷量となっております。農家からの予約申込数量は8,099俵でありますので、出荷率は96%となりました。

また、当町の1等米比率は10月31日現在で95.4%であります。なお、鹿角市は95.4%で、東北農政局発表の秋田県産水稻うるち玄米1等米比率は、9月末現在で92.6%となっております。

次に、地域商品券事業・宿泊助成券事業の使用状況についてご報告申し上げます。

小坂町地域商品券事業は、コロナ禍における原油価格・物価高騰対策として、地域経済の回復支援と個人消費の拡大を促進するため、2,304世帯に、町内各事業所で使用できる1,000円の地域商品券15枚、1万5,000円分を送付いたしました。

10月末が使用期限となっております商品券の利用状況は、1,000円券の送付枚数3万4,560枚中3万3,930枚が使用され、利用率は98.2%となっております。

次に、宿泊支援助成券については、使用期限が11月30日となることから、最終実績の取りまとめは12月中になりますので、現段階でのご報告とさせていただきます。

助成券は、秋田県民を対象に1人最大2枚まで応募できるものとし、5,000円券6,000枚を抽選により交付いたしております。

抽選の状況は、1万1,608通の応募があり、当選者3,000人を決定しております。

10月末現在の助成券の利用状況は、十和田湖地区で3,819枚、中央地区で200枚、計4,019枚が利用され、利用率は67%となっております。

昨年度と比べて、宿泊支援助成券の利用は下がっておりますが、地域応援商品券とともにある程度の利用がなされていることから一定の経済効果が図られたものと思っております。

以上で町政報告とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 次に、教育委員会教育長。

〔教育長 澤口康夫君登壇〕

○教育長（澤口康夫君） おはようございます。

教育行政についてご報告申し上げます。

初めに、まなびピア2022についてご報告申し上げます。

まなびピアは、年1回の生涯学習のつどいとして平成2年度から始まり、町民の生涯学習活動の総合的な交流と発表の場として、より一層効果的な生涯学習活動の推進を図るために開催しているものです。

10月8日、9日の2日間にわたって開催され、今年度は新型コロナウイルス感染症予防対策をしながら通常開催といたしました。作品・活動展示には、一般町民・団体の作品のほか、町内保育所や小坂中学校の作品などから出展がありました。そのほかに太極拳の発表、和井内貞行の一代記「われ幻の魚を見たり」の上映、体験講座などが催され、どれも大変好評でした。

来場者は、昨年度を大きく上回る約580名の方が足を運んでくださいました。

また、8日は小学校体育館で学習発表会、9日はセパームアリーナで坂中祭と合唱コンクールが同時開催され、まなびピアにもたくさんの保護者の方が訪れてくださいました。

両校のステージ発表では、ふるさと小坂についての発表や、合唱、劇、ダンスなど、小中一貫教育校としてのふるさとキャリア教育の成果が見られ、観客から多くの拍手が送られていました。

教育委員会では、今後とも生涯学習に関する事業をより一層充実させ、学校との連携により、まなびピアが幅広い世代の発表の場、多くの町民が集う世代間交流の場として発展できるよう努めてまいります。

次に、10月16日に仙北市で開催された秋田25市町村対抗駅伝「ふるさとあきたラン」についてご報告申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で3年ぶりの開催となりました「ふるさとあきたラン」が仙北市内を回る9区間33kmの特設コースで行われ、25市町村のうち22チームが出場いたしました。

小坂町チームは選手選考に難航しましたが、何とかメンバーをそろえることができました。小学生、中学生、高校生、一般とみんなが懸命にたすきをつなぎ、町の部で5位、総合で17位という結果でした。

遠方にもかかわらず駆けつけた町民や選手の家族、また、観光シーズンということもあり、大勢の観光客の声援が選手たちの走りを後押ししてくれました。

10回目となる来年は、由利本荘市で開催される予定です。早めに準備をし、入賞目指して頑張りたいと考えております。

次に、全国学校給食甲子園についてご報告申し上げます。

この大会は、全国の学校給食で提供されている献立を競う大会です。食育を啓発しながら地産地消を奨励し、地域の活性化につなげることを目的にしています。また、大会が食育推進に役立つとともに、成長過程にある児童生徒の健全な食生活と健康を考えながら、学校給食の重要な役割を知っていただく機会となっております。

今年度開催されている第17回大会で、全国から1,249件の応募があった中から、小坂小学校の加藤栄養教諭が第4次審査を勝ち抜き、北海道・東北ブロック代表として、12月11日、東京都を会場に開催される7人による決勝大会へ進出いたしました。

献立は桃豚、アスパラ、アカシアの花など地元食材を巧みに活用しており、子どもたちが摘んだ花を使用したり、さらに町の産業も学べる給食であると評価をいただいております。

決勝へ進出したことで、学校給食に関わる学校栄養教諭、調理員のみならず、食材生産者や保護者の励みとなり、自信につながるものと確信しております。

今後とも、児童生徒の健全な食生活を考慮しながら、地場産物を生かし、ふるさとを愛する心を育てる学校給食の充実に努めてまいります。

次に、11月27日に開催された康楽館演劇祭についてご報告申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、3年ぶり6回目となった康楽館演劇祭は、大館市民劇場、アート企画陽だまり、秋田県立能代高等学校演劇部、黒子座きつず、小坂相撲甚句会に出演いただきました。

この演劇祭は北の演劇祭と演劇フェスティバルを引き継いだもので、小坂町の貴重な近代化遺産であり、国指定重要文化財「康楽館」の舞台で幅広い人材の交流を図るとともに、多様な舞台創造の拠点として発信することを目的に開催しているものです。

黒子座きつずは、宮沢賢治の「雪渡り」に挑戦しました。町内小中学校から17名が応募し、10月中旬からわらび座の先生から指導を受け、一生懸命練習をしてきました。元気あふれる舞台は、観客の皆さんにも喜んでいただけたものと思っております。

小坂相撲甚句会は、本物の相撲装束で登場し、小坂町を題材とした甚句も披露し、会場は大いに盛り上がりました。

大館市民劇場は、なまはげにまつわる物語を、アート企画陽だまりの高坂さんはチェルノブイリを題材にした語り芝居、秋田県立能代高等学校演劇部は1年生4人の部員ですが、不思議な世界の物語を表現しました。

今回の演劇祭は、新型コロナウイルス感染症予防の協力をいただきながらの開催でしたが、300名の方に来場いただきました。多様な作品が多く、来場いただいた皆さんには、飽きることなく楽しんでいただけたものと思っております。

今後も町民の皆さんとの関わりを大事にして、康楽館演劇祭を継続し、芸術文化の活性化を図ってまいります。

以上で教育行政報告といたします。

○議長（目時重雄君） これで町政報告及び教育行政に関する報告は終了いたします。

○町長（細越 満君） すみません。先ほどの報告の中で商品券、宿泊券の使用状況のところ、下から5行目ですか、10月末現在の助成券の利用状況、十和田湖地区3,819枚、中央地区200枚、計419枚と言ったようですが、4,019枚ですので、訂正していただきたいと思いません。すみませんでした。

◎議案第73号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第4、議案第73号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第73号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

全国的に少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少する中、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用しつつ、次の世代に知識・技術・経験等を継承していくことは、今後の行政運営に当たり重要な意味を持ちます。

また、60歳以降の職員の多様な働き方のニーズに対応していくことで、複雑高度化する行政課題に的確な対応ができることから、令和3年6月11日付で国家公務員法等の一部を改正する法律が公布され、定年引上げに係る必要な措置が講じられました。

地方公務員法については、同日付で一部を改正する法律が公布され、地方公務員についても国家公務員に準じて同様の措置が講じられました。これにより、関係条例の整理が必要となり、条例11件の一部改正案と1件の廃止案を提案するものでございます。

詳細につきましては、総務課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） それでは、詳細について説明をさせていただきます。

議案審議の参考の1ページをご覧くださいと思います。

まず、1の改正趣旨については、町長提案理由で述べましたように、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年等に関し関係条例の整備が必要となったものであります。

2の改正の内容については、大きく5つございます。

1つ目は、定年年齢を2年に1歳ずつ引き上げて、令和13年度までに65歳とするための規定を整備します。

2つ目は、管理監督職勤務上限年齢の60歳に達した管理職手当支給対象の職にある職員は、翌年4月1日までに非管理監督職に降任する規定を整備します。

3つ目は、60歳に達した職員の給料月額を7割水準とする規定を整備します。

4つ目は、60歳に達した後の最初の4月1日から定年退職の日までの間に退職した職員を短時間の職に再任用できる定年前再任用短時間勤務制を設けます。また、現行の再任用制度は廃止して、定年年齢引上げ移行期間中は現行制度と同様に再任用できる暫定再任用制度を設けます。

5つ目は、60歳以後の任用、給与等に関する情報を提供するとともに、60歳以後の勤務の意思確認をするための規定を整備します。

次に、3の改正する条例についてですが、11の条例を一部改正し、1つの条例を廃止します。

4の施行期日については、令和5年4月1日からですが、改正内容5の「情報提供・勤務の意思確認」だけは公布の日からとして、今年度から実施できるようにいたします。

次に、各条項の内容について説明いたしますので、審議の参考3ページからご覧ください。

第1条改正の職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正では、「懲戒発令時点の減給額が、現に受ける給料の10分の1に相当する額を超えるときは当該額を給与から減ずる」という規定を新たに加えています。

第2条改正の職員の定年等に関する条例の一部改正では、第1条、地方公務員法の改正に伴う規定の整備を、第3条は定年年齢を65歳に引き上げることを、第4条は管理監督職勤務上限年齢制の導入に伴う改正で、定年による退職の特例に係る規定を整備しています。

第6条から第11条までは、管理監督職勤務上限年齢制の導入に伴う規定を新たに加えており、第6条は、管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職の範囲を、管理職手当を支給される職とすることを、第7条は管理監督職勤務上限年齢を60歳とすることを、第8条は管理監督職勤務上限年齢による降任に当たり、法律に定めるもののほか遵守すべき事項を、第9条は管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例について、第10条は異動期間の延長等に係る職員の同意について、第11条は異動期間の延長事由が消滅した場合の措置について、第12条は定年前再任用短時間勤務職員の任用について、それぞれ規定しています。

附則では、定年に関する経過措置の規定を新たに加えています。

附則の第3項、経過措置として、定年引上げが完成する令和13年度までの間、定年が2年に1歳ずつ引き上げられることを、第4項は第3項の規定は歯科医師に適用しないことを、第5項は職員が59歳に達する年度に、当該職員が60歳に達する年度以降に適用される任用・給与等の情報を提供するとともに、その職員の勤務の意思を確認するよう努めることを、それぞれ規定しています。

次に、第3条改正からは、管理監督職勤務上限年齢による降任及び管理監督職への任用の制限の特例に関する改正で、第3条改正の小坂町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正及び第4条改正の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正では、派遣することができる職員から除外する職員に、異動期間を延長された管理監督職を占める職員を追加しています。

第5条改正の職員の育児休業等に関する条例の一部改正では、育児休業をすることができない職員及び育児短時間勤務をすることができない職員に追加しているほか、文言の整理をしています。

第6条改正の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正では、定年前再任用短時間勤務制導入に伴う改正による規定の整備、文言の整理をしています。

第7条改正の小坂町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正では、地方公務員法の改正に伴う規定の整備を行っています。

第8条改正の職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正では、降給に関する経過措置を新たに加えています。

第9条改正の小坂町職員の給与に関する条例の一部改正では、規定の整備及び文言の整理を行っています。

附則では、特定日以後の給料月額7割措置について及び管理監督職勤務上限年齢による降任に伴う経過措置について新たに加えています。

別表第1から第3は、文言の整理を行っています。

第10条改正の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正及び第11条改正の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正では、定年前再任用短時間勤務制導入に伴う規定の整備及び文言の整理を行っています。

第12条改正の職員の再任用に関する条例は全部廃止といたします。

次に、議案集の11ページをご覧ください。次からの附則の部分は、こちらで説明させていただきます。

附則において、第1条は施行期日を定め、令和5年4月1日としています。ただし、附則第9条の規定は公布の日とすることとしています。

第2条は、勤務延長に関する経過措置について、施行日前に勤務延長を行った職員についても、第4条の規定に基づき期限を延長できること、定年の段階的引上げ期間中において、勤務延長職員が一時的に定年年齢に達していない時期が生じた場合であっても、定年に達している職員と同様に昇任等ができないことを規定しています。

第3条から第7条では、暫定再任用制度の導入に伴う経過措置について規定しています。

第3条と第4条では、定年が65歳となるまでの間、現行の再任用制度と同様に1年以内の任期で採用することができ、この任期は、勤務実績が良好である場合に、本人の同意を得ることで、1年ずつ更新することができることを規定しています。

第5条と第6条では、令和3年改正法附則第8条第3項及び第4項に規定する、条例で定める職及び年齢を、第7条は第5項に規定する条例で定める職並びに条例で定める者・職員をそれぞれ規定しています。

第8条は、定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う経過措置について、定年の段階的引上げ期間中において、定年前再任用短時間勤務職員の任期終了時点で再び定年前となる場合が

あるが、改めて定年前再任用短時間勤務職員に採用することができないことを規定しています。

第9条は実施の前の準備として、施行日前であっても必要な情報提供・意思確認が行えるよう、その対象として基準となる職員の年齢を60歳と規定しています。

第10条は改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例における暫定再任用短時間勤務職員に係る経過措置について、第11条及び第12条は、改正後の小坂町職員の給与に関する条例における勤務延長職員及び暫定再任用職員に関する経過措置について、第13条は、改正後の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例における暫定再任用職員に関する経過措置について、第14条は改正後の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例における暫定再任用職員に関する経過措置について、それぞれ規定をしています。

以上で詳細な説明を終わります。

○議長（目時重雄君） これより質疑入ります。質疑はありますか。

9番。

○9番（小笠原憲昭君） 二、三、確認をさせていただきたいと思います。

たしか議会運営委員会的时候に、秋元委員からも質問あったと思うのですが、現行の課長、管理監督の場合は職名が課長となっているわけですし、この期間が延びていく時には降任すると。そうしますと、職名は何になるのですか、その辺から確認いたします。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） 管理職手当を支給される職員を降任するという規定ですので、降任される役職は課長等で、すぐ下の課長補佐に降任することになります。

○議長（目時重雄君） 9番。

○9番（小笠原憲昭君） そうしますと、課長補佐が現行では課の中に数名配置されている状況になるわけですが、その課長補佐の中で、正式に職名とはなっていないと思うのですが、班長にもなり得るのですか。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） 60歳を過ぎた職員は役職定年で降任されますので、できれば班長の職にも就けないようにしたいと考えています。若い人たちが班長職を担うようにしていきたいと考えています。

○議長（目時重雄君） 9番。

○9番（小笠原憲昭君） そうしますと、降任された方は班長ということは好ましくないとい

うことで、若い人を班長にしていくと。だけれども、職名は課長補佐だということですよ。そうすると、今度管理監督者でない方が延長となって2年で1年ずつ定年制が延びている場合に、課長補佐ないしは主査にあった職員についてはどういう職名になっていくのですか。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） 管理監督職以外は降任してはならないという規定になっていますので、60歳を迎えたときに在職している職名そのままですることになります。

○9番（小笠原憲昭君） 分かりました。

○議長（目時重雄君） そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第73号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第73号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

◎議案第74号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（目時重雄君） 日程第5、議案第74号 十和田湖観光振興センター条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第74号 十和田湖観光振興センター条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例案は、現在、来年秋のオープンを目指して、十和田湖和井内地区に整備を進めております十和田湖観光振興センター設置に伴い、目的や管理等について条例を制定するものがあります。

内容は、十和田湖観光振興センターの施設内容、営業期間、業務の範囲等についてと指定管理に関する条項を定めております。

なお、個別の事項につきましては、必要に応じて別に規則で定めることとしております。

詳細につきましては、観光産業課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（木村則彦君） 条例の主な内容を議案に沿ってご説明申し上げます。

第1条では、設置及び目的として、道路利用者等に良好な休憩の場所を提供し、小坂町の観光情報等の発信及び地場製品の販売等を通じて都市と地域の交流を促進し、地域資源を活用した産業の振興と地域の活性化を図ることを目的として、十和田湖観光振興センターを設置すると定めております。

第2条では、名称及び位置を定めております。名称につきましては、主に観光振興を図る目的であることから、十和田湖観光振興センターとしております。

第3条では、観光振興センター内の主要施設を定めております。施設の配置等につきましては、議案審議の参考31ページをご覧くださいと思います。

第4条及び第7条では、指定管理者による管理が可能となるよう指定管理者による管理、指定管理者が行う業務の範囲を、第11条では、損害賠償について定めております。

第5条及び第6条では、観光振興センターの営業期間と利用時間について定めております。

第12条では、必要な事項は規則で定めることとしています。

なお、施行期日は公布の日としております。

以上で説明を終わります。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題になっております議案第74号につきましては、産業教育常任委員会に付託いたします。

◎議案第75号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第6、議案第75号 小坂町課設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第75号 小坂町課設置条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

平成29年度から町史編さん室を設置して、専従職員を配置しながら町史の編さん作業を進めてまいりましたが、令和4年度末をもって町史編さん室を廃止することといたします。

廃止後は、収集資料等を教育委員会へ引き継ぎ、資料の整理や次の町史発刊までの調査・研究を継続してまいりたいと思います。

また、第2条第5号にあります建設課の分掌する事務のうち、「下水道に関すること」を「上下水道に関すること」に改めます。

以上、誠に簡単であります。慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第75号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第75号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

◎議案第76号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第7、議案第76号 小坂町役場十和田出張所設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第76号 小坂町役場十和田出張所設置条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例改正は、十和田出張所につきまして、和井内エリア整備事業の一環で整備した観光拠点施設内への移転により、所在番地に変更が生じたことに伴い、その位置について改めようとするものでございます。

以上、誠に簡単でございますが、慎重ご審議の上、ご協賛たわまりますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第76号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第76号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

◎議案第77号～議案第79号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第8、議案第77号 小坂町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第9、議案第78号 特別職の職員で常勤のものの給料、旅費及びその他の給与額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第10、議案第79号 小坂町議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを関連がありますので、一括で議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第77号 小坂町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第78号 特別職の職員で常勤のものの給料、旅費及びその他の給与額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第79号 小坂町議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例制定について、関連がございますの

で、一括して提案理由をご説明申し上げます。

議案第77号の一般職の職員の給与条例の一部改正についてであります。

職員給与につきましては、国家公務員の給与に関する人事院勧告及び秋田県職員の給与に関する秋田県人事委員会による勧告を参考に給与条例の改定を行ってきております。

本年度も人事院が8月8日に国家公務員の給与改定についての勧告を行い、それを受け政府は、その勧告どおり実施することを10月7日の閣議において決定いたしました。

また、秋田県人事委員会においても、10月7日に県職員の給与改定についての勧告を行い、秋田県ではその勧告に従った条例改正案を11月28日に秋田県議会に提出いたしました。

本議案で提案いたします改正内容でございますが、期末・勤勉手当の引上げ等について、秋田県人事委員会の勧告及び秋田県の措置に準拠したものであります。

給料月額県内民間との較差を解消するため、給料表の水準を引き上げ、これに基づき改める給料表は今年4月1日から適用させるものであります。

期末・勤勉手当については、一般職員の年間支給月数を0.1月、再任用職員は0.05月引き上げることとし、これまでの一般職員の年間支給月数を4.2月から4.3月に、再任用職員は2.2月から2.25月に改めるものであります。

以上の改定内容については、小坂町職員労働組合に対し説明をし、了解を得ております。

議案第78号の特別職の給与に関する条例の一部改正についてであります。

町長、副町長及び教育長の期末手当につきましては、秋田県の例を参考に、職員に準じて支給月数を定めてきたことから、期末手当の支給月数を年間0.05月引き上げ、現行の3.1月を3.15月とする規定に改めるものでございます。

支給月数は、令和4年度においては、現行の12月支給分を0.05月引き上げ1.6月に、令和5年度以降においては、現行の6月及び12月支給分をそれぞれ0.025月引き上げ、1.575月とするものでございます。

適用・施行期日については、一般職と同様であります。

議案第79号の議会の議員報酬等に関する条例の一部改正についてであります。

議員の期末手当につきましては、常勤の特別職と同様に、期末手当の支給月数を年間0.05月引き上げて支給する規定に改め、各支払期で支給月数及び適用・施行期日も常勤の特別職と同様でございます。

また、期末手当の支給額を100分の80を乗じて得た額としていた削減措置は、特別職報酬等審議会での審議を経て、改めるよう答申がありましたので、令和5年4月1日から廃止す

ることといたします。

詳細につきましては、総務課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） それでは、詳細の説明をします。

議案審議の参考の35、36ページに今回の改正の概要を載せてあります。次の37ページから45ページまでは、改正に係る新旧対照表を掲載しています。

概要の資料35、36ページの資料で今回の改正の内容を説明させていただきます。

今回の主な改正は、国の人事院及び秋田県人事委員会の勧告に準拠し行うものです。

議案第77号の小坂町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例では、令和4年度の給与改定の見直しを規定しました。

（1）の改正条例第1条の①は、行政職給料表及び医療職給料表の改正です。

民間給与との格差の解消を図るため、若年層に重点を置いて引上げをしています。令和4年4月1日に遡及しての適用といたします。

②は、勤勉手当の年間支給月数の変更です。

これも民間支給状況との均衡を図るため、一般職員は年間4.20月の現行支給月数を0.10月引き上げ4.30月とするもので、引上げ分は勤勉手当に充てます。令和4年度は、既に6月期分を支給済みですので、引上げ分は12月期支給分に上乗せをします。再任用職員については、0.05月の引上げです。12月期分に上乗せして支給するため、令和4年12月1日の適用とします。

次に、（2）の改正条例第2条は、勤勉手当の年間支給月数の変更についてです。

令和5年度以降の支給月数について、一般職員の期末・勤勉手当の6月期及び12月期の支給割合を変更し、それぞれ期末・勤勉手当を合わせて2.150月ずつとします。再任用職員についても同様に1.125月に変更し、令和5年4月1日の施行とします。

職員の勤勉手当の年間支給月数の改正に伴いまして、議案第78号では、町長・副町長・教育長の特別職の期末手当の年間支給月数を改正しています。

議案第79号では、小坂町議会議員の期末手当の年間支給月数を特別職と同様の内容で改正をしています。

以上で説明を終わります。

○議長（目時重雄君） これより議案第77号の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第77号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第77号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第78号の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第78号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第78号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第79号の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより議案第79号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第79号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（目時重雄君） 起立多数であります。

よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

◎議案第80号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第11、議案第80号 小坂町定住促進住宅条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第80号 小坂町定住促進住宅条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

町が管理している定住促進住宅のうち、渡ノ羽ハイツ2棟8戸は現在空き室が生じた状態が続いており、入居者資格について柔軟な取扱いをするため、規定を改めようとするものでございます。

詳細につきましては、建設課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 建設課長。

○建設課長（岩澤秀一君） それでは、小坂町定住促進住宅条例の一部を改正する条例制定について、詳細の説明をいたします。

審議の参考50ページに新旧対照表を掲載しております。

現在、小坂字岩ノ下の家族向け住宅、岩ノ下ハイツ4棟8戸、小坂鉦山渡ノ羽の単身向け若者住宅、渡ノ羽ハイツ2棟8戸、計6棟16戸の定住促進住宅を管理しております。そのうち渡ノ羽ハイツは、入居申込資格に、町に新たに転入する者であることを規定しております。住宅を管理している建設課では、町内の主要企業へ渡ノ羽ハイツ入居者募集チラシを配付しているほか、地元紙への記事掲載、ホームページでの入居募集を行っていましたが、最近空き室が生じている状態が続いております。それに対し、町内からは入居希望の問合せが寄せられるなど、需要と供給がミスマッチする状況となっております。

このたびの条例一部改正案は、町内居住者にも入居申込資格を持たせ、柔軟な対応により定住促進住宅の有効活用を図ろうとするものです。なお、入居希望者が空き室数を上回る状態になった際は、町外からの入居希望者を優先させる規定を設けるように規則の改正を同時に行う予定としております。

以上、小坂町定住促進住宅条例の一部を改正する条例制定について、詳細の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

9番。

○9番（小笠原憲昭君） 二、三確認をさせていただきたいと思います。

この渡ノ羽ハイツは、要するに若者住宅と規定されているわけですがけれども、この住宅が、いつから空き室が発生して、発生した理由はどういうことなのか。つまり、最初は入っていたと思うのですよね。それが退去していったということは、どういう理由が主なものなのか、その辺を教えていただきたい。

○議長（目時重雄君） 建設課長。

○建設課長（岩澤秀一君） 空き室が生じ始めたのは、今年の春からです。退去理由としては様々なものがありますが、中には、40歳までというふうな規定を設けておりますので、その年齢に達した方、それと、家族を持って新たな住宅に移ったという方、あと、あるいは転勤などで町を離れるというような方、そういう方がいらっしゃいました。

○議長（目時重雄君） 9番。

○9番（小笠原憲昭君） そうしますと、これは4月当初からばらばらと続いてきた結果で、

今、半分ぐらい空いているという状況なのか、4月、5月の時点で、そういう空き家がたくさん発生したのか、その辺の時期はどうなっているのですか。

○議長（目時重雄君） 建設課長。

○建設課長（岩澤秀一君） 転勤とかは、春の転勤とかになると思います。たまたま今年の春に重なって、空き室が増えた状態になっているということになります。

○議長（目時重雄君） 9番。

○9番（小笠原憲昭君） そうしますと、その間、空き室対策としていろんなことを検討されたと思うのですが、議会のほうに、そういうふうな状況の説明なり、相談なり、いろんな意見を求めるという機会は設けられていたのですか。

○議長（目時重雄君） 建設課長。

○建設課長（岩澤秀一君） 特別、議員の皆様には逐一ご報告というものはしておりませんでした。空き室が生じてから、今年の春から空き室が結構増えたので、改めて、私が直接主要な企業にチラシをお持ちして、こういう入居対象者がいらっしゃるのであれば紹介していただきたいということをお話ししたり、地元の新聞に記事掲載していただいたり、それと、建物に直接入居者募集という看板を取り付けまして、道路から奥まったところなので見えづらいこともあったのですが、入居者の募集をして、それを見て実際に申込みをした方もいらっしゃいました。

○議長（目時重雄君） 9番。

○9番（小笠原憲昭君） 私がこの事実を確認できたのは地元の北鹿新聞の記事で、それを素直に読みますと、春からもう空いていると、そういう記事でありました。

それで、4月から今までですと、結局7か月、8か月という期間が過ぎているわけですよ。この間、家賃が入らない、歳入欠陥が生じている、そういう状況になっているわけですよ。やはり相当重く考えていかなければいけないだろうし、対策を早く立てなければいけないだろうと。もう遅きに失したと。確かにルール変更するのは、私は結構だと思います。ただし、この町外から移住してくる者だけの条件を削ったというのはいいですが、先ほどの課長の答弁のように、40歳の年齢を過ぎたから退去せざるを得なかった。実は、私のところにも、ある人からそういう相談があったのです、40歳を過ぎて出なければいけなくなりましたと。本当は、もう少し二、三年でも、この期間を延ばしてもらえないものだろうか。議員という立場で、何とかそういう提言をしていただけないかと、そういう意見がありました。機会を逃してしまいましたけれども、やはりこのルール変更する部分で、もっと別の角

度で検討はされなかったのかなど。この辺、もう一回課長からお聞きしたい。

○議長（目時重雄君） 建設課長。

○建設課長（岩澤秀一君） この定住促進住宅は、もともと町からもそうですけれども、議員さんからの提案で、若者を定住させようという施策の下で造られた住宅だというふうに私は伺っております。ある程度年齢を積みますと、通常でありますと、それなりに収入が上がって、ほかの民間などのアパートに入れるような条件になるのであろうと考えています。

今回、改正で町外からのみというような条件を外すだけで、あと、優先順位という考え方も少し変えまして、今までは、渡ノ羽ハイツに優先順位というのはなかったのですけれども、単身というふうには限っておりませんので、もし子どもさんがいたら、その方を優先するか、町内でもいいよといった入居資格にしておりますが、町外からの方は優先的には入れるというような形にしたいと思って、改正の条文をつくっております。

○議長（目時重雄君） 9番。

○9番（小笠原憲昭君） 今、質疑の段階ですから、賛成だとか、反対とかと言うべき立場ではないわけですが、私は、できれば、ルール変更するとき、もっと別の角度からも検討すべきだっただろうし、それと、議会の意見を今まで何も聞かないできたということ自体も、私はけしからんと申し上げたいと思います。車の両輪のようにして動いているとおっしゃるけれども、一向に私どもにそういう情報提供されてこないということになれば、意見を申し上げる機会もありませんし、ぜひそんなことのないように、みんなでいろいろ考えながらいい制度をつくっていく、私はそうお願いをしたいなと思う立場です。ですから、今後ルール変更とか、いろんなことを考えたときには、もっと別のこともないのかなという観点も含めて、我々議員からの意見も聞いていただきたい、密にそういうふうなことをお願いをしたい。丁寧な説明という言葉が、最近特に使われておりますが、できるだけ丁寧な説明をしていただきたいとお願いしておきます。

○議長（目時重雄君） そのほか。

8番。

○8番（鹿兒島 巖君） 今のお話を聞いている中で、40歳を過ぎている方は出ざるを得ないという、そういう状況があったと。これは非常に残念であります、その方は40歳を過ぎて、町外へ出て行ってしまったのか、町のほかに移られたのか。言ってみれば、そういったつなぎの政策というのが必要なのではないかと。せつかく入られて生活したけれども、一定の条件を満たさなくなると出ざるを得ないと。その方が町外へ出ていくということは、これまた

もったいない話で、そういう意味では、こういう定住促進の政策については、つなぎの政策というところがどうしても必要なのではないかと。40歳を過ぎたら、では、こちらに移れますよという、そういった政策がつなぎとして必要なのではないかと。今後の検討課題でありますけれども、そういう点についての政策の検討もぜひお願いをしたいと思います、考え方としていかがでしょうか。

○議長（目時重雄君） 建設課長。

○建設課長（岩澤秀一君） 先ほど議員の発言にもあったように、事前の相談等は必要であったのかなと今さらながら反省しておりますので、よりよい知恵を皆さんからお聞きしながら、制度改正なりをしていかなければならないなというふうに感じております。

一般的に、40歳という年齢ですと、家族を持ったりという方が多いということもありまして、またそこで区切りをつけたのかとは思いますが、実際には対象年齢になって出ていかれた方もいらっしゃると思いますので、そこら辺もよく考えていきたいと思っております。

○議長（目時重雄君） そのほかありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

よって、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第80号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第80号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

◎議案第81号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第12、議案第81号 上十三・十和田湖広域定住自立圏の形成に

関する協定の一部を変更する協定の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

[職員議案朗読]

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 細越 満君登壇]

○町長（細越 満君） 議案第81号 上十三・十和田湖広域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について、提案理由をご説明申し上げます。

上十三・十和田湖広域定住自立圏の形成に関する協定については、平成24年10月に中心市である青森県三沢市及び十和田市と締結したのですが、前回の協定内容の見直しから5年が経過することから協定内容を見直しし、新しい連携事業の追加に伴い変更協定を締結しようとするものでございます。

定住自立圏の変更協定を締結するに当たり、小坂町議会の議決すべき事件を定める条例に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

詳細につきましては、総務課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） それでは、詳細についてご説明を申し上げます。

青森県十和田市及び三沢市を中心に小坂町を含む周辺7町1村で構成する上十三・十和田湖広域定住自立圏は、国で定める定住自立圏構想推進要綱に基づいて、5年に一度、協定内容の見直しを行うこととしております。

前回の変更協定から5年経過しております。これに合わせて、今年度において、中心市と現行の協定の内容について協議を重ねて、協定内容の一部を変更しようとするものでございます。

今回の協定の見直しでは、新規連携事業として男女共同参画推進事業を追加することとしております。

小坂町では、今年度、第3次小坂町男女共同参画推進計画を策定しており、この中では、災害対応などの防災分野や観光、環境などまちづくりの分野において、女性の視点を加えていくこととしております。今後、町において男女共同参画の促進を図っていく上で、十和田湖を介して従来よりつながりの深い十和田市をはじめとする構成市町村との連携を深めてい

くことにより、町の男女共同参画社会形成に係る取組も推進していきたいと考えております。

以上、詳細の説明を終わります。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第81号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第81号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

◎議案第82号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第13、議案第82号 秋田県及び小坂町における生活排水処理事業の運営に係る連携協約締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第82号 秋田県及び小坂町における生活排水処理事業の運営に係る連携協約の締結に関する協議について、提案理由をご説明申し上げます。

秋田県と連携して生活排水処理事業の事務を処理するに当たり、基本的な方針及び役割分

担を定める連携協約を締結するための協議については、地方自治法第252条の2第3項の規定に基づき、議会の議決を経る必要があるため、この議案を提出するものでございます。

詳細につきましては、建設課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（目時重雄君） 建設課長。

○建設課長（岩澤秀一君） それでは、秋田県及び小坂町における生活排水処理事業の運営に係る連携協定締結について、詳細の説明をいたします。

下水道事業などの生活排水処理事業は、公衆衛生の向上や公共用水域の水質保全において、重要な役割を担うインフラとして地域社会に貢献してきました。しかし、全県的に専門職員の退職や改築更新需要の増大、使用料収入の悪化など、事業を取り巻く環境はますます厳しくなっており、持続的な事業運営による行政サービスの継続的な提供に影を落としているところです。

秋田県では、平成20年度から人口減少に立ち向かうため、「機能合体」をキーワードに、県と市町村協働による行政サービスの効率化に資する取組を進めておりますが、生活排水処理事業においても、流域下水道を核とした広域化、共同化を進めており、将来にわたり持続的に事業経営するため、県と市町村が共同連帯して事業の取組を進めております。

今回、議会の議決を要するのは、秋田県が市町村と連携協約の締結を行おうとする協議を開始する行為についてであり、その後の協約の締結に関する事務手続は、地方公共団体間の協議に委ねられることとなります。

本日提案いたしました秋田県及び小坂町における生活排水処理事業の運営に係る連携協約の議決後、議案審議の参考の52ページ、こちらに掲載しております基本協定書（案）を秋田県と県内の各市町村が年度内に締結する予定となっております。

この基本協定により、秋田県と各市町村が負担して広域補完組織を立ち上げ、経営戦略やストックマネジメント計画の策定、事業見直し支援を行う計画策定支援、自治体が発注する工事、業務委託、維持管理に関して支援する事業運営支援、自治体職員向けの研修や技術的課題へ助言する技術継承支援などの業務を行うこととしております。

今後の予定では、広域補完組織を令和5年度中に設立し、令和6年4月から本格運用することとしております。

以上、詳細の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第82号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第82号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

◎議案第83号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第14、議案第83号 令和4年度小坂町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第83号 令和4年度小坂町一般会計補正予算（第7号）について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の一般会計補正予算は、民間事業者等に対する生活バス路線維持費補助金や障害者支援施設・介護保険施設等への物価高騰対策事業、エネルギー価格等高騰対応事業継続支援事業などに係る補助金、小児及び乳幼児の新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費などを追加したほか、必要経費の調整額を補正しております。また、給与改定などに伴う人件費の

調整を行っております。

歳入では、地方創生臨時交付金や事業に関連する国県支出金等の特定財源を充当したほか、一般財源として地方交付税を措置しております。

その結果、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ6,085万4,000円の追加となり、補正後の歳入歳出予算の総額を48億6,173万4,000円にするものでございます。

第2条では、新たに実施する事業1件について債務負担行為を設定するものでございます。

詳細につきましては、総務課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） では、一般会計補正予算（第7号）の詳細について、歳出から説明しますので、8ページをお開きください。併せて項目ごとに係る歳入についても説明いたします。

1款1項1目議会費は、先ほど可決いただきました議員の期末手当の改定に伴う議員期末手当24万8,000円と職員の人勸に係る給与改定分10万3,000円をそれぞれ増額しています。

この後の各項目においても、職員及び会計年度任用職員の異動及び給与改定により職員人件費などを調整していますが、同様の人件費の調整の説明は省略させていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、5目企画費、18節補助金の生活バス路線運行費等補助金2,202万8,000円は、民間事業者が運行するバス路線の赤字の一部を補助するもので、その内訳は上向七滝線分206万7,000円、花輪線分1,497万6,000円、大館線分498万5,000円となっています。前年度との比較では、全体で37万2,000円の減となりましたが、前年に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減とエネルギー価格高騰による燃料費負担の増が大きな要因となっています。

タクシー事業者緊急支援事業補助金は、エネルギー価格高騰により燃料費の負担が増加しているタクシー事業者に対し燃料費用の一部を助成し、負担軽減と事業継続を支援するもので35万7,000円を措置しております。

財源内訳欄の国県支出金は、エネルギー価格高騰対応の地方創生臨時交付金です。

6目電子計算費、18節の秋田県町村電算システム共同事業組合負担金は、地方税共通納税システム改修分として163万9,000円、障害者自立支援給付審査支払等システム改修分として69万6,000円、財務会計システム改修分として19万5,000円を計上しています。

8目バス運行費は、歳入において地域公共交通確保維持改善事業国庫補助金24万5,000円

と、生活バス路線等維持費県補助金25万円を受入れしたことによる財源の振替です。

4項選挙費、4目秋田県議会議員選挙費は、選挙日程の確定見込みにより、令和4年度中の支出を精査し減額しています。12節業務委託料は、資材費の高騰により、ポスター掲示板や選挙啓発看板設置費用が増額となる分の42万円を措置しています。

財源内訳欄の国県支出金33万円の減額は、秋田県議会議員選挙費委託金です。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費です。

10ページに移ります。

18節補助金は、エネルギー価格高騰に伴う施設の光熱費の負担軽減を図るため、1人当たり9,000円として補助するもので、障害者支援施設等物価高騰対策事業補助金に305万1,000円、介護保険施設等物価高騰対策事業補助金に197万1,000円を措置しています。

27節の国民健康保険特別会計繰出金は、人件費の調整分です。

財源内訳欄の国県支出金は、エネルギー価格高騰対応地方創生臨時交付金が192万8,000円、障害者支援施設等物価高騰対策事業費県補助金が105万5,000円、介護保険施設等物価高騰対策事業費県補助金が87万3,000円です。

2目高齢者福祉費は、百歳長寿祝金事業、金婚式事業の精算により減額をしています。

12節業務委託料は、外出支援サービス事業、湯楽事業及び軽度生活支援事業において、最低賃金改定の影響などにより事業委託費が不足するため、90万円を追加で計上しています。

7目介護保険費、27節介護保険特別会計繰出金は、サービス事業勘定の人件費調整分です。

8目交通安全・防犯対策費、10節光熱水費30万円は、防犯灯電気料の不足見込み分です。

2項児童福祉費、2目児童運営費、18節保育児童通園費補助金は、鹿角市内の保育園に通園する児童が新たに生じたことによる交通費補助分として15万7,000円、保育所等光熱費価格高騰対策事業補助金は、エネルギー価格高騰に伴う光熱費の負担軽減を図るため、1人当たり9,000円として補助することとして81万9,000円、保育所等給食費価格高騰対策事業補助金は、物価高騰に伴う給食費の値上げ分について全額公費負担とするため、1食当たり30円分を補助するもので81万9,000円、在宅育児支援給付金給付事業交付金は、転入により対象児童が増えたため28万5,000円をそれぞれ措置しています。

財源内訳欄の国県支出金は、エネルギー価格高騰対応地方創生臨時交付金104万9,000円と保育所等光熱費価格高騰対策事業費県補助金32万3,000円、保育所等給食費価格高騰対策事業費県補助金が9万3,000円です。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、18節の鹿角広域行政組合衛生費負担

金は、令和3年度の決算確定に伴う繰越金の計上及び交付税算入額の確定による減額がありますが、人件費及び環境衛生センターの光熱水費の不足見込みにより、181万5,000円を追加で措置しました。

22節償還金利子及び割引料は、子ども・子育て支援事業の事務監査で補助対象外経費の指摘を受けたことによる返還で、国庫及び県それぞれ80万7,000円を計上しています。

2目環境衛生費、10節光熱水費13万円は、公衆トイレの電気料不足見込み分です。

4目予防費、3節時間外勤務手当と12節業務委託料は、新型コロナウイルスワクチンの小児及び乳幼児の接種に係る費用として221万5,000円を措置しました。

22節償還金利子及び割引料41万円は、疾病予防対策事業の高齢者への検査助成事業精算分の国庫支出金返還金です。

財源内訳欄の国県支出金は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金の101万5,000円と新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業国庫補助金の120万円です。

12ページに移ります。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、18節の経営所得安定対策推進事業補助金200万円は、鹿角地域農業再生協議会への補助金のうち、農林水産省の共通申請サービスeMAFFへの移行対策分を措置しました。

戦略作物種子購入補助金93万1,000円は、ソバの作付面積の増による増額分です。

農業・漁業経営フォローアップ資金利子補給、R4豪雨災害分2万1,000円は、8月の豪雨による被災農業者等の経営フォローアップのため無利子の融資枠を設け、償還負担軽減を図るため利子補給するものです。利子の2分の1を県、4分の1を町、さらに4分の1を融資機関が補給するもので、県と町分を合わせて計上しております。

財源内訳欄の国県支出金は、経営所得安定対策推進事業県補助金165万1,000円と農業・漁業経営フォローアップ資金利子補給費県補助金1万3,000円です。

7款1項商工費、2目商工振興費、18節エネルギー価格等高騰対応事業継続支援事業交付金は、エネルギー価格等高騰の影響を踏まえ、中小企業者などに光熱費などの支援を行い、事業継続支援と負担軽減を図ることとし、1事業所当たり5万円で60事業所分を見込み、300万円を措置しております。

財源内訳欄の国県支出金は、エネルギー価格高騰対応の地方創生臨時交付金です。

3目観光費、10節光熱水費12万5,000円は、道の駅こさか七滝の電気料不足見込み分です。

18節十和田湖・明治百年通り誘客促進事業補助金20万円は、観光施設等の利用者が増加

したことによる不足分です。

4目康楽館費、10節修繕料52万8,000円は、すっぽんの滑車修繕と楽屋の亚克力板張り替えに係る分です。

18節小坂町民芸術鑑賞事業補助金45万7,000円は、利用者が増加したことによる不足分です。

7目小坂鉄道レールパーク費、12節業務委託料は、あけぼの号塗装の事前調査業務として40万7,000円を計上しています。

8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう維持費、10節光熱水費85万円は、電気料の不足見込み分です。

4項都市計画費、3目下水道費、27節下水道事業特別会計繰出金は、人件費の調整分です。

9款1項消防費、1目常備消防費、18節鹿角広域行政組合消防費負担金は、消防施設の光熱水費の増加と、市町の負担割合の算定基礎となる普通交付税の基準財政需要額における消防費が増加したことにより町負担分が増加することとなり、1,080万4,000円を措置しています。

10款教育費、1項教育総務費、3目教育助成費、19節扶助費の子ども・子育て支援事業施設型給付費は、幼稚園への入園児が増加したことにより85万6,000円を措置しています。

財源内訳欄の国県支出金は、施設型給付費の国庫負担金31万5,000円と県負担金15万8,000円、施設型給付費地方単独費用県補助金11万2,000円です。

2項小学校費、1目学校管理費です。

14ページに移ります。

10節光熱水費211万円は、燃料代高騰による電気料の不足見込み分です。

4項社会教育費、4目社会教育施設管理費、10節消耗品費は、交流センターセパームの期限切れ消火器更新に係る経費として16万4,000円を追加で計上しています。

7目郷土館費、10節光熱水費78万3,000円は、電気料の不足見込み分です。

5項保健体育費、2目体育施設費、12節管理委託料30万円は、みんなの運動公園指定管理料の不足見込み分を計上しています。

続いて、歳入で措置した一般財源について説明しますので、6ページをお開きください。

これまで説明しました歳出歳入の補正予算において不足する一般財源は、10款地方交付税で特別交付税を4,900万8,000円措置して収支の調整を図っています。

続いて、4ページをお開きください。

第2表債務負担行為補正では、令和4年度農業・漁業経営フォローアップ資金利子補給金を追加し、限度額を金融機関が融資した額に対する利子相当額とするものです。これは6款農林費で説明しましたが、8月の豪雨による被災農業者等の経営をフォローアップするため、県単資金を拡充し、被災農業者などの償還負担を軽減するための利子補給をするもので、町が4分の1を負担するものです。

以上で一般会計補正予算（第7号）の説明を終わります。

○議長（目時重雄君） 議案第83号につきましては、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

これより昼食休憩に入らせていただきます。再開は午後1時からとします。よろしくお願いいたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

○議長（目時重雄君） 午前中に引き続き会議を再開します。

◎議案第84号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第15、議案第84号 令和4年度小坂町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第84号 令和4年度小坂町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、既決予算額に歳入歳出とも23万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を

6億1,500万4,000円にするものでございます。

歳出補正の主な内容は、給与改定等に伴う職員人件費に4万7,000円、会計年度任用職員人件費に3万7,000円、令和3年度特定健診等負担金精算分として返納金に14万9,000円増額するものであります。

歳入につきましては、給与改定等に伴う人件費増額分として一般会計繰入金を8万4,000円増額し、予算調整で一般被保険者保険税を14万9,000円増額するものであります。

以上、誠に簡単であります。慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 議案第84号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

◎議案第85号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第16、議案第85号 令和4年度小坂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第85号 令和4年度小坂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、既決予算額に歳入歳出とも3万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を8,967万7,000円にするものであります。

歳入につきましては、前年度繰越金の確定に伴い、4款繰越金へ3万7,000円を追加するものであります。

歳出につきましては、歳入の調整として2款後期高齢者医療広域連合納付金へ3万7,000円を追加するものであります。

以上、誠に簡単であります。慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

て、提案理由の説明といたします。

- 議長（目時重雄君） 議案第85号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

◎議案第86号の上程、説明

- 議長（目時重雄君） 日程第17、議案第86号 令和4年度小坂町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

- 議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。
町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

- 町長（細越 満君） 議案第86号 令和4年度小坂町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由をご説明申し上げます。

介護サービス事業勘定において、既決予算額に歳入歳出とも3万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を316万2,000円にするものであります。

歳出補正の主な内容は、1款1項1目一般管理費において、給与改定などに伴う人件費の調整として会計年度任用職員人件費分3万4,000円を追加しようとするものであります。

歳入補正の内容は、歳出増に伴い、2款1項1目一般会計繰入金へ3万4,000円を追加調整しております。

以上、誠に簡単であります。慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

- 議長（目時重雄君） 議案第86号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

◎議案第87号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第18、議案第87号 令和4年度小坂町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第87号 令和4年度小坂町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、既決予算額に歳入歳出とも205万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億6,825万7,000円にするものであります。

歳出の主な内容は、職員人件費の精査として205万2,000円減額するものであります。

歳入では、一般会計繰入金と同額減額しております。

以上、誠に簡単であります。慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 議案第87号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

◎議案第88号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第19、議案第88号 令和4年度小坂町小坂財産区特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第88号 令和4年度小坂町小坂財産区特別会計補正予算（第1号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算案は、歳入歳出予算総額に歳入歳出とも124万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を293万8,000円にするものであります。

歳入は、令和3年度の本会計決算において生じた歳入歳出差引額124万2,000円を全額予算化するため、2款1項1目繰越金に124万2,000円を措置したものであります。

歳出では、財産区特別会計の健全な財政運営を図ることを目的とした小坂財産区財政調整基金に、今回歳入で措置した繰越金相当額を積み立てるものであります。この積立てにより、本基金の年度末残高は2,099万7,000円となる見込みでございます。

以上、誠に簡単であります。慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 議案第88号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

◎議案第89号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第20、議案第89号 令和4年度小坂町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第89号 令和4年度小坂町水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、収益的支出において、水道事業費用の既決額2億4,398万1,000円に324万9,000円増額し2億4,723万円にしようとするものでございます。

その内容は、8月の大雨災害対策に要した経費及び電気料金高騰によるものとして、収益的支出の第1項営業費用、1目原水及び浄水費を2,890万円、2目配水及び給水費を51万6,000円それぞれ増額いたします。また、職員人件費の精査として3目総係費を15万7,000円減額いたします。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 議案第89号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（目時重雄君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、次の本会議は11月30日午前10時から再開し、一般質問を行います。

散会 午後 1時18分